

第5次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン 骨子案

1. 策定の趣旨

- グローバル化や少子高齢化、人口減少社会等、社会の変化が進むなか、社会の多様性と活力を高める観点から、「男女共同参画社会の実現」は極めて重要である。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、非正規雇用の割合が高い女性の雇用、所得に特に影響が強く現れ、さらに子育てや介護等の負担増加も懸念されている。
- 一方、これを契機として、男女ともに新しい働き方の可能性が広がり、在宅での働き方の普及は、男性の家事・育児等への参画を促す好機でもある。
- 男女ともに、家庭生活と両立しうる持続可能な働き方を実践するだけでなく、仕事以外に個人としての多様な活動に参加し仕事以外の活動の場や役割を持つことが、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられるため、働き方や暮らし方の変革が求められている。
- 働き方や暮らし方の変革の実現にとって、「主たる稼ぎ手は男性である」といった固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在が大きな障壁となっており、これらは幼少の頃から長年にわたり形成されがちであることから、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要である。
- 性犯罪・性暴力や、配偶者等からの暴力、セクシュアルハラスメント等の女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う外出自粛や休業等による生活不安・ストレスからの配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化も懸念されており、性別に起因する暴力の多様な被害者に対する必要な支援の充実を図るとともに、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取り組む必要がある。
- 大規模災害の発生は、家事・育児・介護等の家庭責任が女性や女兒に集中しがちであること、女性がより職を失いやすいこと、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が増加することといったジェンダーが起因する諸課題が一層顕在化するため、平常時から防災・復興分野における男女共同参画を推進し、非常時において女性に負担が集中することがないように、男女共同参画の視点での取組を推進する必要がある。
- 市民一人一人がその人らしく、生き生きと暮らせるまちを目指し、市民、事業者等、国や県などの関係機関と連携・協働し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進める。

2. 計画の位置づけ・期間

- 本計画は、「第5次芦屋市男女共同参画行動計画ウィザス・プラン」（以下、第5次ウィザス・プランという。）と称し、男女共同参画社会を実現するために、本市が総合的、計画的に取り組むべき施策の基本的な方向を示すもの
- 「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画
- 「芦屋市男女共同参画推進条例」に規定する男女共同参画行動計画
- 女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」（第3次芦屋市女性活躍推進計画）と、DV防止法に基づく「市町村基本計画」（第3次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画〈DV対策基本計画〉）を一体的に策定
- 計画の期間 令和5年度から令和9年度までの5年間

3. 計画の見直し方針

- 基本的には現行の第4次ウィザス・プランまでの方向性を引き継ぐが、施策の展開については、現行の取組内容の評価・検証結果や、国の動き・新たな課題等を踏まえ、実効性を高めるための見直しや新たな施策等を盛り込む。
- DV防止法に基づく「市町村基本計画」（第3次芦屋市配偶者等からの暴力対策基本計画〈DV対策基本計画〉）を新たに一体的に策定する。

4. 重点ポイント

令和3年実施の男女共同参画に関する市民・職員意識調査や現行の第4次ウィザス・プランの評価結果、及び国や県の動向を踏まえ、重点ポイントとして次の5つを掲げる。

(1) 男女共同参画の視点での社会づくりと理解の促進

- ⇒市民・職員意識調査ともに、男女共同参画に関する市の取組の認知度が非常に低く、より一層の周知と充実した事業の継続実施が必要ある。
- ⇒事業者等（営利、非営利を問わず、事業又は活動を行う個人、法人その他の団体）や国や県などの関係機関と連携し、幅広い世代が男女共同参画に関する意識を高めるための機会を確保することが必要である。
- ⇒男女共同参画の視点からの防災・災害対策を進めるため、男女共同参画センターの役割を明確化し、担当部局や関係機関の連携体制を強化するとともに、防災・復興

分野における意思決定の場への女性の参画促進や女性リーダーの育成など、平常時から男女共同参画の取組を推進する必要がある。

(2) 若年層に向けた男女共同参画意識の醸成のための取組

⇒市民意識調査の結果では、若年層においても依然として多くの分野で男性優遇意識が強い傾向にあり、また、固定的な性別役割分担意識に関わる考え方と、女性の働き方に対する意識や男女共同参画に関する用語の認知には相関が認められるため、性別役割分担意識の解消のためのより一層の周知・啓発に取り組む必要がある。

⇒男女共同参画の視点に基づき、固定的な性別役割分担意識の解消と、多様な選択を可能にするための教育・学習の充実や、進路指導の推進などの取組を継続する必要がある。

(3) 安全・安心な生活環境整備のための取組

⇒国の男女間の暴力に関する調査で、依然として被害の潜在化、認識の不足等を背景にした精神的暴力の被害割合の高さ等が傾向として見える。

⇒市民意識調査の結果では、DVを受けた時の相談先が「家族や親戚」、「知人・友人」のほか、「どこ(だれ)にも相談しなかった」の割合が高く、また、DVを相談しなかった理由として「相談しても無駄だと思った」、「相談するほどのことではないと思った」の割合が高く、DV相談室など公的相談機関やDVに関する周知が不足している。

⇒情報通信技術(ICT)の進化や SNS などの新たなコミュニケーションツールの広がりから暴力も一層多様化しており、性別に起因する暴力の多様な被害に対する周知・啓発と支援の充実を図るとともに、特に若年層におけるデートDVや性犯罪・性被害への予防・啓発の取組を推進する必要がある。

(4) 女性の活躍推進に向けた取組

⇒市民・職員意識調査ともに、女性は職業をもち続ける方がよいという意見が多い。

⇒新型コロナウイルス感染症拡大が非正規雇用の割合が高い女性の雇用や所得に強い影響を及ぼしているため、女性支援が必要である。

⇒市の附属機関(審議会等)における女性委員の登用は、第4次ウィザス・プランの目標(40%)を未達成(R3.4.1時点:35.4%)である。

(5) 男性の家事・育児等への参画の促進

⇒職員意識調査の結果では、男性職員の育児休業取得について、代替要員の確保や職

場の雰囲気などが課題であると明らかになった。

⇒市民意識調査や国の男女共同参画社会に関する世論調査の結果から、男性が積極的に家事や子育て等を行うためには、長時間労働の解消とともに、男性の抵抗感をなくすことなどが必要であり、男性が家事・育児等に関わる機会の確保が必要である。

⇒男性自身の家事、育児等にかかるスキルを高めるための支援を行うなど、男性の家事・育児等への参画を促進する必要がある。

5. 第5次プラン 施策体系（案）

「基本目標」、「施策の方向性」、「主な取組」の3階層で構成

No.	基本目標	No.	施策の方向性
1	男女共同参画社会の実現に向けた教育・啓発等の推進	1	家庭・地域における男女共同参画の推進
		2	市職員や学校園等における男女共同参画に関する研修・教育
2	安心して生活できる環境の整備	1	個人の尊厳を守る体制整備
		2	ライフステージに応じた健康づくりの推進
3	女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進	1	女性が望む活躍のための支援
		2	あらゆる分野への女性の参画拡大
		3	女性の活躍推進のための環境整備

6. 今後のスケジュール予定

策定	年月												
	令和4年									令和5年			
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
事務作業				計画案策定						パブリックコメント		最終案まとめ	
★男女共同参画推進審議会			★					★			★		
●女性活躍推進会議				●							●		
◎男女共同参画推進本部会議				◎				◎			◎		